

建設業と環境関連法

兵庫会 角子 裕司

はじめに（建設業界の現状と課題）

近年、東京オリンピック・大阪万博の開催準備や大規模な自然災害の復興事業も重なり、建設業界の需要と期待は高まっています。

この建設業界を取り巻く主な課題として、深刻な人材不足が挙げられます。今、現場で活躍している世代が定年を迎えるころには、更に問題が深刻化することが予想されるため、外国人の技能者活用も積極的に推進されている現状があります。

また、もう1つの重要な課題として、「環境問題」が挙げられます。

建設業は、他の業種と比べて「環境」に大きな影響を与えており、建築物や工作物のライフサイクル（計画⇒施工⇒改修⇒解体）全体において、資源・エネルギーの使用・消費、温室効果ガスや建設廃棄物の排出等により、多大な環境負荷を発生させています。特に、建設工事に伴う建設廃棄物については、産業廃棄物全体の約5分の1を占めると言われています。



建設業と環境関連法

建設業の環境負荷を管理するために、建築物等の計画、施工、改修、解体の各段階において、多くの環境に関連する法令（環境関連法）が存在します。この環境関連法は、様々な関連項目に対応するために年々増加し、複雑な構成となっており、現在では約80法も存在しています。

関連項目	環境関連法（略称にて表記）
基本的事項	環境基本法／環境影響評価法／公害防止組織法／環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律／環境情報提供促進法
地球温暖化・エネルギー	温暖化対策推進法／省エネ法／建築物省エネ法／再生可能エネルギー特措法／オゾン層保護法／フロン排出抑制法
大気汚染関連	大気汚染防止法／自動車NOx・PM法／オフロード法
水質汚濁関連	水質汚濁防止法／下水道法／湖沼水質保全特別措置法／瀬戸内海環境保全特別措置法／海洋汚染防止法／浄化槽法／水道水源法／水道原水法／水道法／河川法／海岸法／工業用水法／ビル用水法
土壌汚染関連	土壌汚染対策法／農用地土壌汚染防止法／農薬取締法／肥料取締法
騒音・振動・悪臭関連	騒音規制法／振動規制法／悪臭防止法
廃棄物処理関連	廃棄物処理法／産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律／パーゼル法／PCB処理特別措置法／放射性物質汚染対処特措法／水銀環境汚染防止法
循環型社会関連	循環型社会形成推進基本法／資源有効利用促進法／容器包装リサイクル法／家電リサイクル法／小型家電リサイクル法／建設リサイクル法／食品リサイクル法／自動車リサイクル法／グリーン購入法
化学物質・安全衛生関連	化審法／PRTR法／ダイオキシン類対策特別措置法／水銀環境汚染防止法／毒劇法／食品衛生法／有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律／労働安全衛生法／消防法／高圧ガス保安法／ビル管理法／放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
自然環境・生物関連	生物多様性基本法／自然環境保全法／自然公園法／鳥獣保護法／種の保存法／水循環基本法／温泉法／森林法クリーンウッド法
土地利用関連	工場立地法／都市計画法／都市公園法／都市緑地法／建築基準法／生産緑地法／景観法／文化財保護法／地域未来投資促進法

今回は、建設業に身近な存在である行政書士に関係がある、①建設業に関連の深い環境関連法、②環境関連法の子な届出、③環境関連法を補う環境条例、についてご紹介致します。



① 建設業に関連の深い環境関連法

建築物のライフサイクル（計画⇒施工⇒改修⇒解体）全体を通して、適用が想定される代表的な環境関連法には、以下のものがあります。



計画 建築物省エネ法

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、省エネルギー法と相まって、建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることが目的です。建築主は、床面積 300 平方メートル以上の建築物の新築・増改築の際には、工事に着手する日の 21 日前までに所管行政庁へ届出が必要となりました。

施工 騒音・振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について必要な規制を定めています。建設業では、くい打機など、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業であって政令で定める作業を規制対象とし、都道府県知事等が規制地域を指定するとともに、騒音・振動の大きさ、作業時間帯、日数、曜日等の基準を定め、市町村長が規制対象となる特定建設作業に関し、必要に応じて改善勧告等を行います。

改修 大気汚染防止法

大気汚染に関して、工場・事業場からのばい煙や粉じんの排出規制、揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制、有害大気汚染物質対策、自動車排出ガスに係る許容限度を定めています。

建設業では、特定粉じん（石綿）に係る規制があり、工場・事業場の敷地境界における大気中濃度の基準や、吹き付け石綿等が使用されている建築物等の解体・改造・補修する作業における届け出や作業基準が規制されています。

改修 土壌汚染対策法

汚染の可能性のある土地について、一定の契機（特定施設の廃止時など）を捉えて土壌汚染状況調査を行うことや、調査の結果、土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合に講ずべき措置内容、汚染土壌の搬出等に関する規制等を定めています。対象となる特定有害物質は、地下水等を経由した摂取リスクを踏まえて 26 物質（VOC、重金属、農薬等）の土壌溶出量基準と、土壌からの直接摂取リスクを踏まえた 9 物質（鉛、水銀等の重金属）の土壌含有量基準が定められています。

解体 建設リサイクル法

特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、アスファルト・コンクリート）について、分別解体等（建築物等の解体工事や新築工事等において建設資材廃棄物を種類ごとに分別し、工事を施工する行為）及び再資源化（再資源化及び縮減〔焼却、脱水、圧縮等により大きさを減ずる行為〕）を促進するとともに、解体工事業者の登録制度を実施することで、資源の有効活用及び廃棄物の適正処理を図ることが目的。対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事着手の 7 日前までに届出が必要。

② 環境関連法の主な届出

建設業を取り巻く様々な環境課題について、以下の環境関連法の届出が必要です。



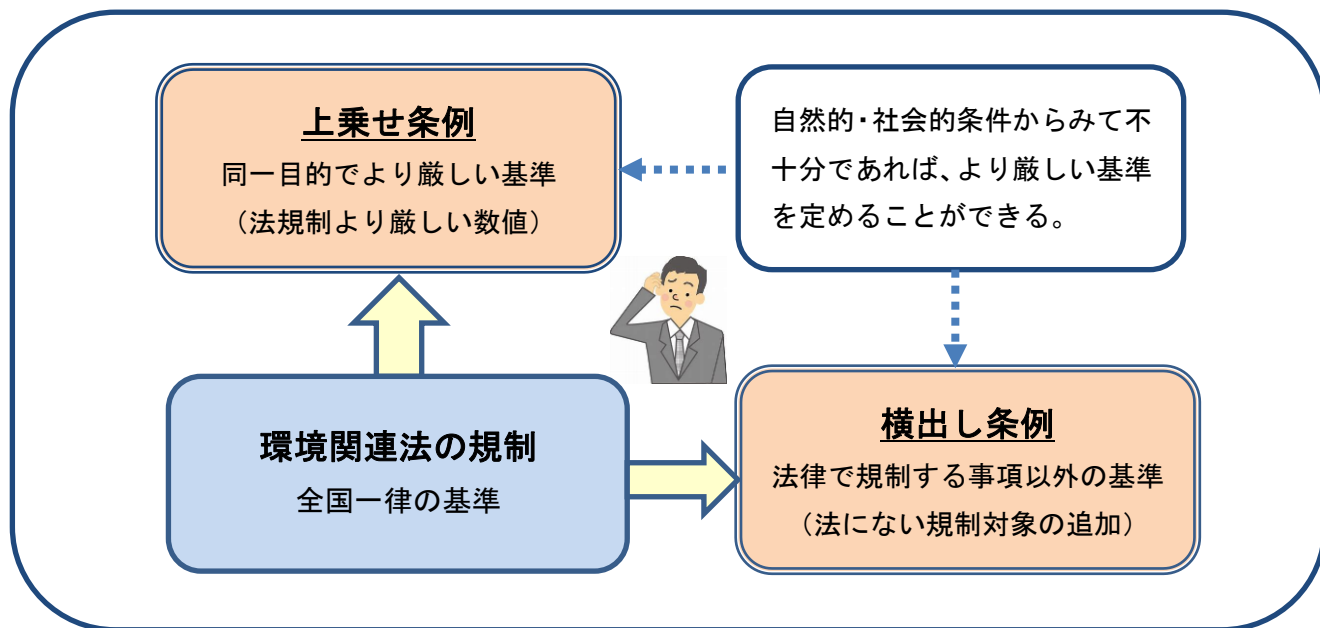
環境課題	対象法令（略称）	届出事由	届出書類名（略称）
大気汚染	大防法6条 大防法18条1 大防法18条15	ばい煙発生施設の設置 一般粉塵発生施設の設置 特定粉塵排出工事の届出	ばい煙発生施設設置届書 一般粉塵発生施設設置届書 特定粉塵排出等作業実施届出書
水質汚濁	水濁法5条1項 浄化槽法5条 下水道法11条2 下水道法12条3 河川法施行令16条5	特定施設（有害物質貯蔵施設）の設置 浄化槽の設置、変更、廃止等 公共下水への放流 水濁法の特定施設等の設置 河川への汚水排出	特定施設設置の届出 浄化槽設置届出書等 公共下水道使用開始届 特定施設設置届出書 汚水の排出届
騒音規制	騒音規制法6条 騒音規制法14条	特定施設の設置 指定地域における特定建設作業	特定施設設置届出書 特定建設作業実施届出書
振動規制	振動規制法6条 振動規制法14条	特定施設の設置 指定地域における特定建設作業	特定施設設置届出書 特定建設作業実施届出書
土壌汚染	土壌汚染対策法4条1 土壌汚染対策法12条 土壌汚染対策法16条1	一定の規模以上の土地の形質変更 形質変更時要届出区域の形質変更 汚染土壌の搬出	土地の形質の変更届出書 土地の形質の変更届出書 区域外搬出届出書
廃棄物処理	廃掃法12条3 各自治体条例 各自治体条例 各自治体条例	産業廃棄物の現場外保管 産廃を排出する事業所 産業廃棄物処理責任者の設置、変更等 特別管理産廃管理責任者の設置、変更	産廃事業場外保管届出書 産廃排出事業所届出書 産廃処理責任者設置報告書 特管産廃管理責任者設置報告書
リサイクル	建設リサイクル法10条	解体、新築増築・改修工事（発注者）	届出書
化学物質管理	有害化学物質特措法12条 PCB特措法8条	廃棄物焼却炉（特定施設）の設置等 PCB廃棄物の保管等	特定施設設置届出書 PCB保管及び処分状況等届出書
省エネルギー	建築物省エネルギー法19条	建築物（床面積300㎡以上）の新築、増改築	建築物エネルギー消費性能確保計画
緑地保全	都市緑地法8条1項	緑地保全地域内での建設等行為	建設等の届出
自然環境保全	自然環境保全法28条 自然公園法33条	自然環境保全地域内での建設等行為 自然公園内での建設等の行為	建設等の届出 建設等の届出
環境アセスメント	環境影響評価法61,62条	建設行為による環境影響事後調査計画やその報告	事後調査計画書 事後調査報告書
景観保全	景観法16条	景観計画区域内での建築等行為	行為の届出書
その他の周辺環境保全	消防法9条3 消防法8条 火災予防条例 火災予防条例 高圧ガス保安法	圧縮アセチレンガス等の貯蔵、取扱 消防計画の作成やその変更時 少量危険物、指定可燃物の貯蔵、取扱 火気使用設備の設置 高圧ガスの危険の発見	貯蔵、取扱いの開始届出書 消防計画作成（変更）届出書 貯蔵又は取扱いの届出 設置届 危険時の届出
生物多様性保全	種の保存法39条	生息地等保護区内の監視地区での建設等の行為	届出書
海洋汚染防止	海防法18条3	海洋施設の設置	設置届



③ 環境関連法を補う環境条例

全国一律の環境関連法を補うために、都道府県や市町村の判断において、様々な環境条例が制定されています。この環境条例は、「公害防止条例」や「生活環境条例」などと呼ばれ、個別の環境課題（大気汚染や水質汚濁等）ごとの規制ではなく、大気汚染を含む公害全般の規制を1つの条例の中で定めているケースが一般的です。近年では、公害対策だけでなく、地球温暖化や廃棄物関連、化学物質対策なども幅広く盛り込まれた条例も誕生し、該当する環境関連法との関連性や相違点を見極める必要性があります。

また、環境条例には独自の俗語で「上乘せ」や「横出し」といった、地域に即した、より厳しい規制基準を設けるケースがあります。国の規制基準を上回る（より厳しい）基準を設けた「上乘せ条例」、国の規制対象でないものを新たに規制する「横出し条例」があり、環境関連の規制順守において注意が必要です。



点在する複数の建設現場において、各々の場所で該当する環境条例の調査や規制基準の順守・各種届出は、環境関連法以上に、漏れのない対応が要求されます。

おわりに（建設業に身近な行政書士の役割）

建設業は、他の業種と比べて環境負荷が大きいため、「環境に配慮した建設活動」や「環境と経済活動の両立」などといった「環境」が重要な経営課題と言えます。

この建設業を規制する数多くの環境関連法は、年々新たな法規制や改正が進み、企業の責任と負担は増加傾向にあります。中小規模の建設業者では人材不足や担当者の高齢化により、法的要求事項への対応が年々困難な状況になりつつあります。

私たち行政書士は、建設業界に最も身近な士業として建設業の設立・更新等の支援や経営事項審査の支援業務を通して深く関わっていますが、環境分野に関する法的な支援は、まだまだ十分とは言えません。

今後、建設業に係わる行政書士は、環境分野の許認可・届出支援をはじめ、環境経営の仕組み作り（ISO-14001, エコアクション-21 等）のコンサルタントとして、より付加価値の高いビジネスパートナーとなり、「地球環境と経営環境にプラスになる行政書士」を目指す必要があるのではないのでしょうか。

